

市歌斉唱への参加団体の推薦について

【申し合わせ事項】

1. 令和元年6月定例会から、市歌斉唱の対象者（団体）は、会派（所属議員5人以上）から推薦のあった者とする。
2. 各会派は、対象者（推薦する者）を議長へ届け出ることとする。
3. 斉唱する順番は、原則として大会派順とし、定例会ごとに対象者を議会運営委員会で確認する。
4. 対象者が定例会招集日の日程等により、スケジュール等の都合が合わなかった場合は、他会派が推薦する者とスケジュール調整を行うなど、柔軟に対応する。
5. 過去の対象者と同一の者を推薦することは妨げない。

平成30年12月27日
議会運営委員会